
補助金等の交付手続等に関する規則

昭和四十年三月三十日
規則第十五号

改 昭和四五年一〇月三一日規則第七一号 昭和六二年 四月 七日規則第四〇号
正

補助金等の交付手續等に関する規則をここに公布する。

補助金等の交付手續等に関する規則

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 補助金等の交付の申請及び決定（第四条—第九条）
- 第三章 補助事業等の遂行等（第十条—第十五条）
- 第四章 補助金等の返還等（第十六条—第十八条）
- 第五章 雜則（第十九条—第二十一条）

附則

第一章 総則

(この規則の趣旨)

第一条 この規則は、補助金等に係る事務の適正な運営を図るため、補助金等の交付に関する手続、補助金等の交付を受ける者の負担する義務及びその者に対する知事の権限等に関し基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が交付する補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金で知事の定めるものをいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行なう者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行なう者をいう。

(補助事業者等の責務)

第三条 補助事業者等は、法令、条例、規則等及びこれらの規定に基づく知事の命令並びに補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業等を行なうように努めなければならない。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第四条 補助金等の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
 - 五 その他知事が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
- 一 申請者の営む主な事業

- 二 申請者の資産及び負債に関する事項
- 三 補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- 四 補助事業等の効果
- 五 その他知事が定める事項

3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、知事の定めるところにより省略することができる。

(補助金等の交付の決定)

第五条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、交付する補助金等の財源の全部又は一部を国庫支出金その他特定収入に求める場合にあつては、当該収入が確定した後でなければ、前項の決定をしてはならない。ただし、急施を要する補助事業等その他特に必要と認められる補助事業等については、この限りではない。
- 3 知事は、第一項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第六条 知事は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等に要する経費の使用方法に関すること。
 - 三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

(交付決定の通知)

第七条 知事は、補助金等の交付を決定したときは、すみやかに申請した者に対し、次に掲げる事項を記載した交付決定通知書を交付するものとする。

- 一 補助金等の交付決定の内容
- 二 補助金等の交付の条件
- 三 補助金等が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）に規定する間接補助金等に該当する場合にあつては同法の適用がある旨

(申請の取下げ)

第八条 補助金等の交付を申請した者は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受領した日から二十日以内に申請の取下げをすることができる。ただし、知事は、特に必要があると認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第九条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、次の各号に掲げる事情が生じたときは、補助事業等のうちすでに経過した期間にあたる部分に係るものを受け、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

- 一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合
- 二 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するために必要な

土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）

- 2 知事は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務又は事業に対しては、次の各号に定めるものについて補助金等を交付するものとする。
 - 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - 二 補助事業等を行なうために締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 3 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第一項の規定による取消しに係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。
- 4 第七条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

（補助事業等の遂行）

第十条 補助事業者等は、補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行なわなければならず、いやしくも、補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 補助事業者等は、間接補助事業者等が法令等及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行ない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融資の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をすることのないようにし、また、させなければならない。

（状況報告）

第十一條 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に關し、知事に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行の命令）

第十二条 知事は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに従つて補助事業等を行なうべきことを命ずることができる。

（実績報告）

第十三条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、知事が定めるところにより、補助事業等の成果を記載した報告書を知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も、同様とする。

（補助金等の額の確定）

第十四条 知事は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

（是正のための措置）

第十五条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対し、命ずることができる。

- 2 第十三条の規定は、前項の規定による命令に従つて行なう補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

（決定の取消し等）

第十六条 知事は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金

等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他この規則又はこれに基づく知事の命令に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をしたときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定は、第十四条の規定に基づく補助金等の額の確定があつた後においても、適用があるものとする。
- 4 第七条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十七条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があるときは、知事は、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- 4 前項の申請は、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達するためにとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて行なわなければならない。

(加算金及び延滞金)

第十八条 補助事業者等は、第十六条第一項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまでに順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等に充てられたものとする。
- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 7 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該補助金等の返還を遅延させないためにとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和四五年規則七一号〕

第五章 雜則

(財産の処分の制限)

第十九条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する額（加算金又は延滞金を納付しなければならない場合には、それらの額を含む。）を県に納付した場合又は知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 不動産及びその従物
- 二 その他知事の定めるもの
(立入検査等)

第二十条 知事は、必要があるときは、補助事業者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 補助事業者等は、間接補助金等の交付を決定するにあたっては、知事が必要に応じて間接補助事業者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある旨の条件を附さなければならない。
- 3 前二項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(細則への委任)

第二十一条 この規則の施行については必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。
- 2 土木費及市町村土木補助費支弁規程（大正七年埼玉県県令第五十号）、市町村土木費補助規程（大正八年埼玉県県令第三十五号）及び水防施設補助規程（昭和十二年埼玉県県令第二十六号）は、廃止する。
- 3 埼玉県農業改良資金利子補給規則（昭和三十一年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この規則の定めるところにより」を削り、「交付する」を「交付するものとし、その交付については、この規則に定めるものを除くほか補助金等の交付手続等に関する規則（昭和四十一年埼玉県規則第十五号）によるものとする」に改める。

- 4 この規則施行の際現に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、なお従前の例による。

(昭和四十五年十月三十一日規則第七十一号抄)

(利率等の表示の年利建て移行に関する条例第十四条の規定の適用を受ける違約金等の指定)

第十二条 次に掲げるものは、利率等の表示の年利建て移行に関する条例（昭和四十五年埼玉県条例第五十五号）第十四条に規定する規則で指定するものとする。

- 一 与野浦和都市計画与野駅西口土地区画整理事業施行規程（昭和四十四年埼玉県条例第五十号）第十八条の二第二項に規定する延滞金
- 二 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程（昭和六十二年埼玉県条例第十六号）第二十七条第二項に規定する延滞金
- 三 埼玉県中小企業近代化資金貸付規則第十条第一項及び第二項に規定する違約金
- 四 埼玉県婦人更生資金貸付規則第十三条に規定する延滞利子
- 五 補助金等の交付手続等に関する規則第十八条第一項に規定する加算金及び同条第四項に規定する延滞金

一部改正〔昭和六二年規則四〇号〕

附 則（昭和四十五年十月三十一日規則第七十一号抄）

- 1 この規則は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年四月七日規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。